（特別会計に関する法律の一部改正）

第四十八条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第二項中「当分の間、」を削り、「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法（平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）をいう。以下この項において同じ。）第十二条第三項の規定による平成三十年七月三十一日までに都道府県から払い込まれた」に、「同法による」を「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十四条第一項の規定による平成三十年八月までの譲与時期に係る」に改める。

第四十九条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第五十条　附則第四十八条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計の平成二十八年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第五十一条　附則第四十九条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計の平成三十年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（総合特別区域法の一部改正）

第五十二条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第四項中「同項及び」を「同じ。）又は軽自動車税種別割」と、「に、「自動車税又は軽自動車税種別割」とあるのは「同じ。）」に、「自動車税又は軽自動車税種別割」とあるのは「自動車税種別割又は軽自動車税種別割」に改める。

（総合特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条　平成二十八年度以前の年度分の自動車税を課されたことがある指定自家用貨物自動車（前条の規定による改正後の総合特別区域法第二十二条の二第一項の指定自家用貨物自動車をいう。）に係る同条第三項の規定による自動車検査証の返付についての同条第四項において準用する新道路運送車両法第九十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「自動車税種別割」とあるのは、「平成二十八年度以前の年度分の自動車税又は自動車税種別割」とする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第五十四条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十九の項を次のように改める。

八十九　削除	

別表第一に次のように加える。

九十九　都道府県知事	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十五条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「新法第四百四十四条第一項及び二十八年新法」を「地方税法第四百六十三条の十五第一項及び」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同法の」を加え、同項の表を次のように改める。

第四百六十三条の十五第一項第二号ロ	三千九百円
第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(i)	六千九百円
第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(ii)	一万八百円
第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(i)	三千八百円
第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(ii)	五千円
附則第三十条第一項の表第二号ロの項	三千九百円
附則第三十条第一項の表第二号ハ(1)(i)の項	六千九百円
附則第三十条第一項の表第二号ハ(1)(ii)の項	一万八百円
附則第三十条第一項の表第二号ハ(2)(i)の項	三千八百円
附則第三十条第一項の表第二号ハ(2)(ii)の項	五千円

第四百六十三条の十五第一項第二号ロ	三千百円	
第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(i)	五千五百円	
第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(ii)	七千二百円	
第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(i)	三千円	
第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(ii)	四千円	
附則第三十条第一項の表第二号ロの項	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四百六十三条の十五第一項第二号ロ	三千百円
附則第三十条第一項の表第二号ハ(1)(i)の項	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(i)	五千五百円
附則第三十条第一項の表第二号ハ(1)(ii)の項	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(1)(ii)	七千二百円
附則第三十条第一項の表第二号ハ(2)(i)の項	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(i)	三千円
附則第三十条第一項の表第二号ハ(2)(ii)の項	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第四百六十三条の十五第一項第二号ハ(2)(ii)	四千円

附則第十五条第二項中「新法第四百四十四条第二項」を「地方税法第四百六十三条の十五第二項」に、「並びに二十八年新法」を「並びに」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同法の」を加え、同項の表新法第四百四十四条第二項の項中「新法第四百四十四条第二項」を「第四百六十三条の十五第二項」に改め、同表新法第四百四十四条第三項の項中「新法第四百四十四条第三項」を「第四百六